

## ⇨ 会社法における確認会社の取扱い

**Q** : 当社は、最低資本金の特例を活用した、いわゆる確認会社です。会社法施行後は、資本金はどうすればいいのですか？

**A** : 増資の必要はありませんが、増資の条件を定款に付けている会社は、定款の変更をしなければなりません。

### 【解説】

1円で会社が設立できる、いわゆる確認会社は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律により特例的に認められている会社ですが、設立5年以内に最低資本金をクリアしなければ会社は、解散に追いやられることとなっています。

しかし、この特例は、会社法における最低資本金制度が撤廃されることにあわせて、廃止されることとなっていますので、会社法施行後は資本金を増加しなくても存続することになります。

ただし、確認会社では今の法律との関係から、5年以内に最低資本金を満たさなかった場合は会社を解散する旨の定めを定款に設けている場合が多く、その場合には、資本金の条件を満たさないと会社が解散されてしまいますので注意しなければなりません。

この場合には、会社法施行後に、この解散事由を廃止する定款の変更を行ったうえで登記申請手続きを行うことになります。

なお、定款の変更手続きは、取締役会を設置している会社においては取締役会の決議、設置していない会社においては取締役の過半数の決定で行うことができます。

